



Fellow's Report

=ものづくりの仲間から=

《平成 30 年 7 月 2 日》

《7 月号》

仮設足場と熱中症について

公社では、外壁改修、給水管改修、トイレ改修、屋内運動場照明改修工事などの発注が進み、工事現場における仮設足場の設置が増加しています。

また、暑さも厳しくなり、熱中症に注意すべき季節となってきました。

そこで、今回は、仮設足場に関して守っていただくべき項目と熱中症予防対策について掲載します。

【仮設足場の掲示物】

「足場の組立て等作業主任者の職務」「足場・作業床の最大積載荷重」「ローリングタワーの使用心得」「ローリングタワー使用上の注意」について、必ず掲示してください。

(参考)

<p>足場の組立て等 作業主任者の職務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 材料の欠点の発見を点検し、不良品を取り除くこと。 2. 器具、工具、安全帯等及び保護靴の機能を確認し、不良品を取り除くこと。 3. 作業の方法及び作業者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。 4. 安全帯等及び保護靴の使用状況を監視すること。 <p>作業主任者 氏名</p>	<p>足場の 作業床の最大積載荷重</p> <p>1 スパン</p> <p>kg</p>	<p>ローリングタワーの使用心得</p> <p>最大積載荷重 kg</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 積載荷重を定めた使用に注意。 2. 移動させる時は、乗降の中心、脚部等の状態をあらかじめ確認する。 3. 傾斜は、定て傾斜角のローラーを調整した状態で。 4. 移動車を押して移動してはならない。 5. 踏むと転倒する危険な状態を発生させない時は、踏む位置でジャッキを操作し上げる事。また、転倒の恐れのある場合は、転倒の恐れのない側に組み替える。 6. 踏むと、傾倒、倒壊に繋がる恐れのある時は、踏むのを避け、またはたむ。 7. 傾斜のローラーは乗降中を除き、常に作動させておく。 8. 凹凸または傾斜の激しい場での使用は、ジャッキ等により作業床の水平を確保すること。 9. 踏むと転倒する移動式設備を設置した時は、踏むのを避け、傾倒状態について判断のしないことを確認する。 10. 傾倒防止装置にシートを引っ掛けたら、傾倒を避け、踏むのを避け、踏む位置又は足を引く。 11. 作業完了後傾倒防止装置の取外し作業は、作業中に実施する。同一作業場所にて作業の上の傾倒防止装置は、同一日より前日に点検以上の検査が行わなければならない。 <p>No. 作業指揮者</p>	<p>ローリングタワー使用上の注意</p> <p>最大積載荷重 kg</p> <p>移動する時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乗降に足踏部分の出入り禁止線を確認する 2. 定ての移動のローラーを操作する 3. 人や物を乗せない 4. 転倒防止対策も充分に行う 5. より押しをせず、ゆっくりと行う <p>設置する時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フリーホールドを確かめる 2. 作業床の水平を確認 3. 脚部の高さには調整器を使用する 4. 必ずリフト木を必ず設置する 5. 内装式の場合は脚部スタップを使用する <p>作業の時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最大積載荷重の表示および遵守 2. 作業床の上は、はしご、踏み板の取付は禁止 3. はしご、踏み板、必ず安全帯を着用する 4. 必ずリフト木等、不安定な作業はしない 5. 作業時はハッチを閉める 6. 傾斜は決められた傾斜角度を使用する <p>使用箇所 使用責任者 日</p>
--	---	---	---

下記のような標示も必要な場所に掲示してください。(参考)



※「足もと注意」「開口部注意」「頭上注意」などは、危険な場所が視覚でもわかるように掲示と共にトラテープなどで注意喚起を行ってください。



(裏面につづく)

【仮設足場の点検記録】※ローリングタワー含む

「労働安全衛生規則」が改正（平成 27 年 7 月施行）され、これまでの事業者による点検・補修に加え、**足場の点検・修理が注文者（足場の施工者に足場の組立てを発注する元請負人）に義務付けられました。**改正内容は、足場での作業開始前の日々の点検、足場の組立後、悪天候後等を実施する点検結果の記録、保存の義務化です。

点検者は十分な知識・経験を有する者（※）で、組立などの作業の当事者以外の者がチェックリストに基づき行ってください。また、チェックリストは**現場で保管し、安全パトロールなどの時に提示出来る様**にしてください。

（※）十分な知識・経験を有する者とは・・・

- ・ 足場の組立て等作業主任者能力向上教育受講者
- ・ 労働安全コンサルタント（土木又は建築）
- ・ 計画作成参画者資格取得者
- ・ 仮設安全監理者資格取得者
- ・ 施工管理者等のための足場点検実務研修受講者

【熱中症】

厚生労働省の発表（平成 30 年 1 月速報値）では、平成 29 年の職場における熱中症の死傷者数は 528 名、死亡者数は 16 名となっており、平成 28 年と比較して、死傷者数は 1 割程度、死亡者数は 3 割程度いずれも増加しています。そのなかで建設業の平成 29 年の死傷者数は 139 名、**死亡者数は 8 名**になっており、**死亡災害の半数が建設業**において発生しています。

このような実態を踏まえ、厚生労働省では「**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**」（平成 30 年 5 月～9 月）を実施しています。その中で確認事項がありましたので、抜粋します。

① **暑さ指数（WBGT 値）の把握**をしてください。

※JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測ってください。

② 測定した暑さ指数に応じて**下記の対策を取っているか**チェックしてください。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置	スポットエアコン、扇風機などの設置
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	エアコンが設置している場所を借りるなど
<input type="checkbox"/>	涼しい服装等	ファンが付いている作業服など
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をする。
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1 週間程度かけて徐々に身体を慣らす。
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取る。
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行う。
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理等	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか確認する。 熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにする。
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認する。

③ 請負人は、作業日の暑さ指数を把握し、巡視等により、次の事項を確認してください。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数の低減対策は実施されているか	<input type="checkbox"/>	各労働者が暑さに慣れているか
<input type="checkbox"/>	各労働者の体調は問題ないか	<input type="checkbox"/>	作業の中止や中断をさせなくてよいか
<input type="checkbox"/>	各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか		

請負人は、作業開始前に、熱中症に対する予防・対策を行ってください。